

## 富田林市市民公益活動支援センター ネットワークステーション及び公的施設利用規程

富田林市市民公益活動支援センター（以下、「センター」という。）に登録する団体（以下、「登録団体」という。）が、富田林市内において市民公益活動を行うにあたり会議室等を使用する場合、別紙1の民間団体のネットワークステーション及び公的施設（以下、「施設」という。）の利用について、下記のとおり規定する。

なお、登録団体が使用する施設使用料は、営利目的の事業（高額の収益事業）で使用する場合を除き原則、無料とし、事前にセンターに申し込みするものとする。

施設の利用には、下記の注意事項を遵守してください。

1. 施設を利用できるのは、登録団体のみとします。使用日の確認は市民公益活動支援センターホームページにてご確認下さい。
2. 施設の利用は、会議、勉強会、講座、イベントなどに利用できます。利用については、各施設の規約等に従い、節度ある利用を心掛けましょう。
3. 施設の予約は、下記 E-Mail または電話で事前に予約できます。（E-Mail の場合、「予約完了」或いは、「予約不可」の返信メールをお送りしますので、2日経っても返信がない場合はセンターに電話で確認してください。）
4. 施設の予約受付は、センター予算の範囲内とします。但し、予約受付は先着順とし、センター予算を超過した場合は、予約を締め切るものとします。
5. 施設予約の完了後は、利用申請書に記入のうえ、センターまでご持参ください。（メール、FAX は不可です）
6. 施設利用は、登録団体あたり月間、原則3回までとします。（3回以上必要な場合、ご相談ください。）
7. 利用者から、500円を超える入場料を徴収する場合若しくは、助成及び補助により、これに類する収益がある場合、1回（2～3時間）の使用に付き、2,000円の会場費を徴収します。
8. 利用人数は1回5人以上と致します。
9. 施設のご使用時間には、準備や後片付けなどに要する時間も含まれますので、厳守して下さい。
10. 施設利用者は、支援センター主催のイベント等に積極的にご協力をお願い致します。ご協力頂けない場合は、施設利用をお断りする場合があります。
11. 各施設の利用は、各施設の規約を遵守し、使用後は掃除しゴミ等は持ち帰りしてください。また、机や椅子などは元どおりに戻してください。
12. 施設予約後のキャンセルは、別紙1を参考にし、期限までに連絡してください。連絡なしで、利用されなかった場合、当日の施設使用料を実費負担若しくは以降の施設予約を控えていただく場合があります。
13. 登録団体及び利用者が、センター及び施設において、事故や突発的な病気等で怪我や通院、入院、死亡されることになった場合、センターは一切その責任を負いませんのでご了承ください。
14. 利用する施設の備品機材等を破損若しくは破壊した場合、施設管理者に弁償額をお支払いください。
15. センターの業務において、施設使用後の利用状況等を当日の参加者にお聞きする場合があります。

### 附則

この規程は、令和元年（2019年）7月1日より施行する。

富田林市市民公益活動支援センター（NPO法人きんきうえぶ）  
富田林市小金台 2-5-10  
TEL : 0721-26-7887 FAX : 0721-74-5505  
E-Mail : info@tondabayashi.org